

# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口による 情報提供	広報等による 情報提供	行政手続等による 情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる) (つくる) (つたえる) (みせる) (きく)		
開かれた県政の確立、県民との共同作品の県政の推進			
県政への理解と参加の促進			
県民と県との信頼関係の増進			

## 2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第 1 条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第 2 条）。

### (2) 公開請求の対象

## ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

## イ 公開請求ができる県の機関

この制度を実施する県の機関は、次の14の機関です。これらの機関が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

## (3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

## (4) 非公開とすることができる情報

「原則公開」の制度の中で、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

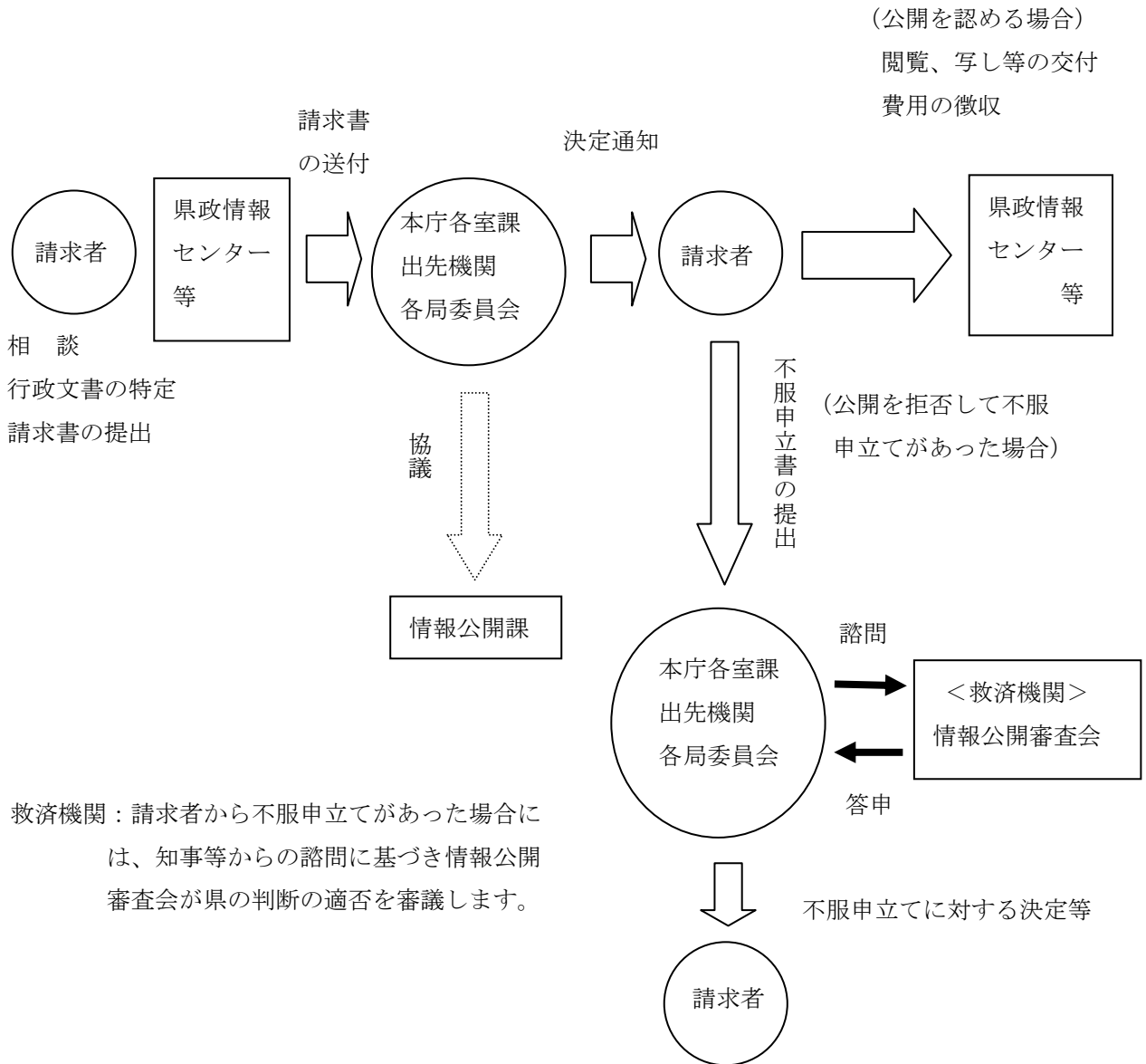
したがって、このいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

## (5) この制度を利用される人の責務

行政文書公開制度は民主主義を根底にするものですから、この制度によって情報を得た人はその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



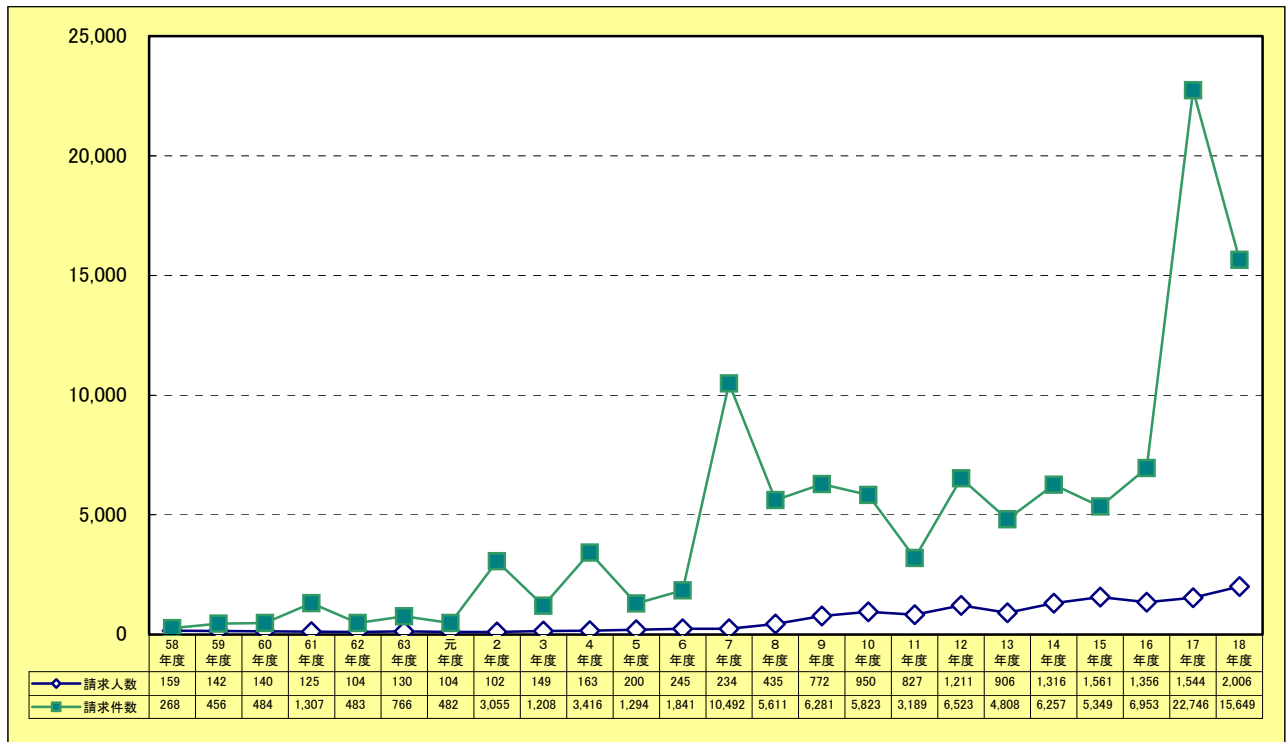
救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

## II 運用状況

### 1 概要

平成 18 年度は、行政文書公開の請求者数が 2,006 人、請求件数が 15,649 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



### 2 行政文書公開請求の状況

#### (1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 18 年度の請求者数は 2,006 人（前年比+462 人）で、制度発足以来最多となっています。請求件数についても 15,649 件（前年比-7,097 件）と、過去最多を記録した昨年度に次ぐ件数になりました。

行政文書公開請求を情報分野別にみると、都市基盤の 9,537 件、次いで防災・防犯の 1,953 件、行政一般の 1,499 件、教育の 1,198 件の順となっています（表－2）。

情報分野別の主な行政文書は（表－3）のとおりです。

(表-2) 行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

情報分野	58~12	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
人 口	1	—	—	—	—	—	—	1
土地・自然	127	12	9	—	9	9	12	178
資源・エネルギー	80	2	1	3	12	18	8	124
保健衛生	5,232	253	447	571	851	798	476	8,628
社会福祉	837	92	216	76	92	82	228	1,623
雇 用	174	5	15	9	9	10	—	222
消費生活	41	4	4	—	1	3	8	61
教 育	5,778	1,195	1,213	738	966	10,971	1,198	22,059
文 化	178	152	33	17	16	27	31	454
防災・防犯	1,467	304	701	69	747	2,847	1,953	8,088
都市基盤	12,950	363	524	956	367	4,411	9,537	29,108
交通・運輸	1,577	13	62	457	186	98	421	2,814
環 境	3,480	434	227	153	233	596	214	5,337
産 業	1,650	69	16	37	92	73	64	2,001
行政一般	19,407	1,910	2,789	2,263	3,372	2,803	1,499	34,043
計	52,979	4,808	6,257	5,349	6,953	22,746	15,649	114,741

(単位：件)

(表-3) 分野別行政文書公開請求の内容

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	12	林地開発行為変更許可事業資料(11)
資源・エネルギー	8	水源の森林づくり推進協議会配布資料等(4)
保健衛生	476	食品営業許可台帳等(241)、医療機関の名称・所在地等(38)
社会福祉	228	生活保護審査請求に係る裁決書等(69)、社会福祉法人関係文書(46)
消費生活	8	悪質事業者対策会議会議録(7)
教育	1,198	生徒会、同窓会及びPTA会則等(311)、入学式実施状況集計表(174)、学校法人の財務計算関係文書(163)
文化	31	県立新ホール設計等検討委員会配布資料(19)
防災・防犯	1,953	古物営業関係文書(1321)、風俗営業関係文書(68)
都市基盤	9,537	建築計画概要書(6581)、建設リサイクル法届出書等(1082)、県知事発注工事の設計書等(604)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(254)、企業庁発注工事の設計書等(137)
交通・運輸	421	道路使用許可申請書(259)
環境	214	八都県市首脳会議各部会配布資料等(72)
産業	64	液化石油ガス販売事業所関係文書(30)
行政一般	1,499	政治資金収支報告書等(413)、県立病院に係る入札調書等(73)、土地利用調整関係文書(43)
合 計	15,649	

(単位：件)

実施機関（又は部局）別にみると、県土整備部の9,394件が最も多く、次いで警察本部長の2,555件、教育委員会の1,002件、保健福祉部の696件の順となっています（表－4）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－5）のとおりです。

（表－4）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

部局名	58～10	H11改変後 部局名	11～14 年度	15年度	16年度	H11部局 改変後小計	H17改変後 部局名	17年度	18年度
総務部	3,272	総務部	693	249	166	1,108	総務部	89	99
企画部	705	企画部	499	45	144	688	企画部	86	137
		防災局	33	13	37	83	安全防災局	8	41
県民部	2,695	県民部	1,340	296	283	1,919	県民部	697	304
環境部	1,681	環境農政部	1,646	198	341	2,185	環境農政部	529	264
福祉部	1,562	福祉部	772	98	241	1,111	保健福祉部	901	696
労働部	28	商工労働部	82	31	191	304	商工労働部	121	112
衛生部	6,749	衛生部	1,254	590	969	2,813			
農政部	793								
商工部	1,509								
土木部	14,626	県土整備部	2,547	979	935	4,461	県土整備部	4,609	9,394
都市部	2,461								
渉外部	106								
国体局	134								
出納局	167	出納局	15	9	4	28	出納局	1	8
地区行政 センター	917	地区行政 センター等	866	89	111	1,066	地域県政 総合C等	198	197
知事部局 計	37,405	知事部局 計	9,747	2,597	3,422	15,766	知事部局 計	7,239	11,252
公営企業 管理者	697	公営企業 管理者	65	39	40	144	公営企業 管理者	43	159
							病院事業 管理者	23	136
議 会	2,325	議 会	306	308	309	923	議 会	67	68
教育委員会	2,100	教育委員会	7,384	1,401	1,418	10,203	教育委員会	10,474	1,002
人事委員会	33	人事委員会	8	25	5	38	人事委員会	—	13
監査委員	581	監査委員	152	39	34	225	監査委員	1	19
地方労働 委員会	—	労働委員会	4	9	1	14	労働委員会	—	2
選挙管理 委員会	124	選挙管理 委員会	271	204	369	844	選挙管理 委員会	333	437
収用委員会	2	収用委員会	30	9	1	40	収用委員会	4	6
海区漁業 調整委員会	—	海区漁業 調整委員会	0	10	—	10	海区漁業 調整委員会	—	—
内水面漁場 管理委員会	—	内水面漁場 管理委員会	0	11	1	12	内水面漁場 管理委員会	—	—
公安委員会	—	公安委員会	232	19	8	259	公安委員会	23	—
警察本部長	—	警察本部長	2,578	678	1,345	4,601	警察本部長	4,539	2,555
その他計	5,862	その他計	11,030	2,752	3,531	17,313	その他計	15,507	4,397

（単位：件）

(表-5) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
総務部	99	県有地利活用関係文書(25)
企画部	137	土地利用調整関係文書(43)
安全防災局	41	犯罪被害者関連会議配布資料等(13)
県民部	304	学校法人の財務計算関係文書(163)
環境農政部	264	八都県市首脳会議各部会配布資料等(72)
保健福祉部	696	食品営業許可台帳等(241)、財団・社団法人関係文書(74)、生活保護審査請求に係る裁決書等(69)、社会福祉法人関係文書(46)、医療機関の名称・所在地等(38)
商工労働部	112	物流総合効率化関係文書(21)
県土整備部	9,394	建築計画概要書(6581)、建設リサイクル法届出書等(1082)、県知事発注工事の設計書等(604)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(254)
出納局	8	収入証紙契約関係文書(5)
地域県政 総合センター等	197	液化石油ガス販売事業所関係文書(29)、ダイオキシン類測定結果報告書(27)
知事部局計	11,252	
公営企業管理者	159	企業庁発注工事の設計書等(137)
病院事業管理者	136	県立病院に係る入札調書等(73)
議 会	68	常任委員会提出資料等(21)
教育委員会	1,002	生徒会、同窓会及びPTA会則等(311)、入学式実施状況集計表(174)
人事委員会	13	職員団体の規約(9)
監 査 委 員	19	定期監査説明書(18)
労働委員会	2	自主例規(1)
選挙管理委員会	437	政治資金収支報告書等(413)
収用委員会	6	収用委員会会議録(6)
警察本部長	2,555	古物営業関係文書(1321)、道路使用許可申請書(259)、風俗営業関係文書(68)
合 計	15,649	

(単位：件)

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

平成 18 年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「公開を必要とする理由を明示する者」からの請求が最も多く、全体の 59.5% を占める 9,314 件、「県内に住所を有する者」からの請求が 3,587 件、「県内に勤務する者」からの請求が 1,524 件となっています（表－6）。

（表－6）行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
県内在住	43,858	3,315	4,150	3,011	3,086	3,693	3,587	64,700
県内在勤	784	188	908	197	1,180	11,214	1,524	15,995
県内在学	287	3	1	1	1	12	2	307
法人・団体	7,742	1,059	893	979	1,430	2,505	1,222	15,830
理由明示者	308	243	305	1,161	1,256	5,322	9,314	17,909
計	52,979	4,808	6,257	5,349	6,953	22,746	15,649	114,741

（単位：件）

(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行い、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成 18 年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は 11,863 件で、全体の 75.8% を占めました。このうち、条例第 12 条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは 223 件、告知を行ったものは 71 件です（表－7）。

（表－7）行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

区 分	58～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
第三者情報の件数	36,049	2,646	3,305	1,433	2,862	8,397	11,863	66,555
調査件数	4,758	627	224	151	96	218	223	6,297
告知件数	6,556	482	200	148	63	74	71	7,594

（単位：件）

(4) 請求に対する処理の状況

15,649 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、11,696 件、一部を公開したものが 3,557 件、全部を非公開としたものは 396 件でした（表－8）。

非公開 396 件のうち、364 件は文書不存在によるもの、5 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 74.7%（平成 17 年度 62.9%）、全部を非公開とした割合は 2.5%（同 2.0%）となりました。



(表－8) 行政文書公開請求に対する処理状況

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却 下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	(415)	(5)	(3)	22,746
18年度	11,696 (74.7%)	3,557 (22.7%)	396 (2.5%)	15,649 (100.0%)	(364)	(5)	—	15,649
計	62,799	47,847	4,095	114,741	(2,096)	(26)	(42)	114,741
構成比	54.7%	41.7%	3.6%	100.0%	—	—	—	

(注) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である

(単位：件)

## (5) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、延べ5,784項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が3,391項で最も多く、平成18年度の非公開情報全体の58.6%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が1,125項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が673項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が515項となり、これら四種の非公開情報の合計で全体の98.6%を占めました。（表－9）

(表－9) 非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳

非公開情報の類型	58～ 12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
1号 個人に関する情報	21,673	2,999	3,396	2,157	2,301	7,362	3,391	43,279
2号 法人等に関する情報	15,211	2,251	1,282	459	673	1,441	1,125	22,442
3号 審議等に関する情報	711	228	26	63	36	12	30	1,106
4号 事務等に関する情報	5,444	1,637	2,232	574	588	1,832	673	12,980
5号 任意に提供された情報	2	—	5	8	16	12	17	60
6号 犯罪の予防等に関する情報	80	596	643	127	553	1,629	515	4,143
7号 法令等の規定による情報	425	50	4	1	69	9	33	591
(旧条例3号) 国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	—	131
計	43,677	7,761	7,588	3,389	4,236	12,297	5,784	84,732

(単位：項)

## (6) 諾否決定に対する不服申立て

諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、9件ありました。内容は、次ページの(表－11)の諮問第376号から諮問第384号までに記載のとおりです。

また、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め17件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が11件、「不服申立人主張一部認容」が5件、「不服申立人主張全部認容」が1件となっています。

諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。

今までの答申333件に係る審議回数は、平均4.4回、諮問から答申までの日数は、平均619日となっています。

なお、平成18年度は「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議しています。

(表－10) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
384件	333件	47件	3件	1件	331件

※決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。